

岡山市入札外部審議委員会設置条例

平成23年3月16日

市条例第8号

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、本市の入札及び契約手続における公正性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市入札外部審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 入札契約の手続に係る報告を受け、調査審議すること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る苦情について調査審議すること。
- (3) 前号に規定するもの以外の入札契約の手続に対する不服申立てについて調査審議すること。
- (4) その他入札契約の手続に係る調査審議を行い、意見の具申を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる事務であって、本市の法第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は公営企業管理者の権限に属すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札契約の手続についての調査審議を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成24年1月31日までとする。